

入札の公告

一般競争により工事の請負に係る契約を締結するので、下記のとおり公告する。

令和3年 6月 1日

社会福祉法人 桜秀会
理事長 中元秀昭

記

1 工事発注者

〒001-0040 札幌市北区北40条西4丁目2番7号 札幌N40ビル6F TEL (011) 716-3987
社会福祉法人 桜秀会 理事長 中元秀昭 FAX (011) 708-8295

2 対象工事

- (1) 工事の名称 特別養護老人ホーム（仮称）満快のふる郷山の手 新築工事
- (2) 工事の場所 札幌市西区山の手3条11丁目19, 20-1
- (3) 工事の概要 鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階建て
建築面積：989.57㎡ 延べ床面積：3,623.63㎡
- (4) 工事の期間 契約締結日の翌日から令和4年8月31日（水曜日）まで

3 入札参加資格

- (1) 入札参加者は単体企業であり、札幌市内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 令和3・4年度「札幌市競争入札参加資格者名簿」の建築工事資格者の格付等級が「A」であり、かつ客観的評定点が1,200点以上であること。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
- ア 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - イ 申請者と3カ月以上の雇用関係があること。
- (8) 現場代理人を当該工事現場に常駐させることができること。
- (9) 当該工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。
- (10) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- (11) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (12) 当法人の理事等と業者間に特別の利害関係（租税特別措置法施行令第25条の1第6項第1号に規定する親族等の関係にある者をいう。）がないこと。
- (13) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと（特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- ア 資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- (14) 原則として、過去10年間に、国、都道府県、市町村又は社会福祉法人等における本工事と同種で、かつ、同規模以上と認められる工事を札幌市内で元請けとして1件以上施工した実績を有すること。
- なお同種で、かつ、同規模以上の施工実績は、特別養護老人ホームまたは介護老人保健施設で、床面積が3,000㎡以上の建築物における建築主体工事の元請実績とする。

4 入札説明書を交付する期間及び場所

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。複写する場合は、未使用のCD-R（USBやCD-RWは不可）を持参すること。
- ア 閲覧期間
 - 令和3年6月1日（火曜日）から令和3年6月15日（火曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の日に係る法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 閲覧場所
 - 札幌市北区北40条西4丁目2番7号 札幌N40ビル6F
 - 社会福祉法人 桜秀会 法人本部
- (2) 設計図書等に関する質問は、書面を郵送（電子メール及びファクシミリ可）によるものとし、受付場所へ提出すること。
- ア 受付期間
 - 令和3年6月1日（火曜日）から令和3年6月10日（木曜日）毎日午前9時から午後5時必着（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

く。)

イ 受付場所

〒060-0806 北海道札幌市北区北6条西6丁目2番地11 第3山崎ビル2階

株式会社ケイ立身設計 (担当: 細田)

電子メール hosoda@tatsumi-arc.co.jp ファクシミリ 011-738-3112 電話 011-738-3111

- (3) 質問に対する回答は、書面（電子メールまたはファクシミリ）によるものとし、令和3年6月15日（火曜日）17時迄に、本工事の入札参加資格を有する全ての者に回答する。

5 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、下記のとおり申請書及び資料を提出し、当法人による入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和3年6月1日（火曜日）から令和3年6月10日（木曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

2部持参することとし、送付（電子メール及びファクシミリ含む）によるものは受け付けない。

(3) 提出場所

札幌市北区北40条西4丁目2番7号 札幌N40ビル6F

社会福祉法人 桜秀会 法人本部

6 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道立道民活動センター（かでの2.7）510会議室

(2) 入札日時

令和3年7月2日（金曜日） 午後13時30分

(3) 開札場所

(1)に同じ

(4) 開札日時

(2)に同じ

(5) 提出方法

(2)の日時に直接持参すること。

7 その他

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他社会福祉法人桜秀会理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に社会福祉法人桜秀会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他社会福祉法人桜秀会理事長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、社会福祉法人桜秀会を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

(3) 入札の無効

本公告で示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 最低制限価格について 設定している。

(5) 予定価格について 事後公表とする。

(6) 理事長が必要と認めるときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。

(7) 初回の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。

(8) この入札の執行は、公開する。

(9) 詳細は入札説明書による。